

# 香川県内で事業用太陽光発電施設の運営・設置 を計画している皆さまへ

「[香川県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン](#)」の改正（令和8年7月施行）

香川県では、事業者が事前に災害発生リスクや地域への影響等を適切に把握し、地域の理解を得ながら太陽光発電施設を適正に設置・管理することにより、太陽光発電事業が地域と共生した事業となるよう、「香川県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン」を策定しています。

本ガイドラインについて、下記のとおり所要の改正を行いましたので、より一層、地域との共生が図られるよう、環境に配慮した取組みを進めていただきますようお願いいたします。

## 改正の概要

### 1. 環境配慮基準に定める「除外区域」の明記等

#### 【環境配慮基準の概要】

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、国や都道府県が環境配慮の基準を定め、市町村において地域脱炭素化促進事業の対象となる区域等を設定するものであり、本県では、環境保全や防災上の観点から、市町が促進区域に含めることができない区域（除外区域）や、促進区域を定めるに当たって考慮すべき事項を環境配慮基準で定めています。

（参照：<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyoseisaku/chikyu/keikaku/kfvn.html>）

#### ①環境配慮基準に定める「除外区域」の明記

県が定める環境配慮基準において、環境保全や防災上の重要性が高い区域を「除外区域」とすることにあわせ、改正前のガイドラインで設定していた「十分な考慮が必要な区域」のうち、より慎重な検討を要する区域として、環境配慮基準に定める「除外区域」を明記します。

#### ②事業実施による環境等への影響及び予防措置に関する項目の追加

ガイドラインにおいて太陽光発電事業者に求めている「事業実施により予想される環境等への影響と予防措置についての周知及び県への報告」の対象として、次の項目を新たに追加します。

追加項目	動植物の重要な種及び生息地（香川県レッドデータブック掲載種）
	地形及び地質（日本の典型地形など学術上高い価値を有する地形及び地質）

### 2. 使用済み太陽光発電設備の適切な撤去・処分等の促進

- ① 使用済み太陽光パネルの適正処理を図る観点から、事業者の責任において、廃棄物の発生を抑制し、可能な限りリユース・リサイクルに努めることを求めます。
- ② 「事業廃止届」に、太陽光発電設備の処分方法（リユース、リサイクル及び廃棄）の記載と、設備撤去後の写真の添付を求めます。

✓改正内容及び本ガイドラインの詳細は、  
県HPをご確認ください。

香川県太陽光ガイドライン

検索



【お問い合わせ先】

香川県環境政策課カーボンニュートラル推進室  
Tel:087-832-3215 FAX:087-806-0227  
E-mail:kankyoseisaku@pref.kagawa.lg.jp

# 「香川県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン」の概要

## 1. 適用対象施設

- 香川県内に設置される太陽光発電施設及びその附属設備  
(太陽光パネル等が建築物に設置されるものを除く)
- 施設規模
  - ・出力50kW以上の施設
  - ・出力10kW以上50kW未満で、周辺地域に影響を及び可能性が高いエリア(ガイドラインP1~2参照)に設置される施設

## 2. 事業者の皆さまに遵守いただきたい事項(主なもの)

再エネ特措法に基づく認定事業者(認定申請を行う予定の事業者を含む。)は、国の「事業計画策定ガイドライン(太陽光)」に規定する事項に従ってください。また、その他の事業者は、国のガイドラインを踏まえ実施するよう努めてください。

### ①土地の選定等に当たっての十分な考慮

災害防止や良好な自然環境・生活環境等の保全への適正な配慮を確保する観点から、環境保全や防災上の重要性が高い区域である「除外区域」と「太陽光発電施設の設置に十分な考慮が必要な区域」を設定しています。

事業者は、事業予定地の選定に当たっては、これらの区域を十分に考慮するとともに、計画段階において、関係法令の所管機関等と十分に協議・調整を行ってください。

### ②事業計画書の提出

事業者は、事業計画を策定した場合は、設置予定場所等、事業の内容を記載した「事業計画書」、「チェックリスト」、その他関係書類(位置図、配置図、平面図等)を県へ提出してください。

### ③説明会等の実施状況並びに事業の影響及び予防措置の報告

事業者は、地域住民への十分な説明に努め、事業計画作成の初期段階から地域住民と適切な関係構築を図ってください。

また、事業実施により予想される環境等への影響とそれに対する予防措置を整理のうえ、ホームページへの掲載等により自ら公表し、説明会等の実施状況と併せて県へ報告してください。

### ④適切な運用・管理

事業者は、太陽光発電施設の設置後も適切な保守点検・維持管理や周辺環境への配慮に努めてください。また、自然災害等による非常時には、被害防止のための措置を講じるよう努めてください。

### ⑤届出事項変更届の提出

事業者は、②の内容が変更となった場合には「届出事項変更届」を県へ提出してください。

### ⑥撤去・処分時の対応

事業終了後の太陽光発電設備の撤去及び処分(リサイクル、リユース及び廃棄)等について、事業者の責任の下で、確実かつ適切に実施するとともに、廃棄物としての発生を抑制し、可能な限り適正なリユース・リサイクルに努めてください。

事業者は、事業を廃止しようとする場合には、設備廃棄予定や処分方法、廃止理由などを記載した「事業廃止届」を県へ提出してください。